

第2次安平町行政改革プラン（概要版）

平成24年度からの5か年計画を策定しましたので、その概要を公表します。

第2次安平町行政改革プラン及び実施計画書については、町ホームページまたは、両庁舎において閲覧することができます。

詳しくは総務課総務・防災グループ（☎2511）までお問い合わせください。

行政改革プラン策定の趣旨

1 策定の趣旨

この度安平町が策定した「第2次安平町行政改革プラン」については、平成22年度をもって計画期間が終了した「安平町行政改革大綱」及び「安平町集中改革プラン」の成果を継承しつつ、これまでの国の指針に沿った形で実施してきた計画内容を、安平町まちづくり基本条例に策定根拠を置き、行政と町民との「協働のまちづくり」を進めるにあたり必要となる様々な仕組みづくりなど、これまで、財政削減策中心に実施してきた行政改革を、安平町として必要とされる「機構改革」や「組織改革」など「真の行政改革」を推進していくため、そして、安平町総合計画に基づく行政改革の推進を支えるものとして、平成24年度より向こう5年間の目標を定め、不断の行政改革を推進していくため策定したものです。

2 改革の目標

安平町まちづくり基本条例を基本とした行政運営システムの構築

本町の行政改革については、地方行政や社会経済状況が大きく変化する中で、時代の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、まちづくり基本条例の基本理念に基づく新しい公共と町民の役割を今一度見直し、行政自らが担う役割を重点化した行政運営システムを構築することで、町民から信頼されるまちづくりを目指します。

3 改革の基本姿勢

(1) 協働によるまちづくりの推進

住民ニーズの多様化が進み、公共が担うべき役割が広がり、もはや行政だけでは十分な対応ができない状況にあり、行政主体から、地域住民や各種団体、NPO、民間企業、そして行政が連携していく仕組みが必要となっております。

このため、町の役割や事業の進め方などを見直すとともに

に、役場職員が地域に入り込みサポートする形で地域の担い手となり、「自助」「共助」「公助」の考え方を改革の基本姿勢として取り組みを進めます。

(2) 町民の立場に立った不断の行政改革の推進

町民の公共福祉の充実化を図るため、町民を顧客として捉え、町民の立場に立った行政サービスを行うものとし、職員が行政改革を特別のものではなく「不断（絶え間ない）の行政改革の意識」を持ち続ける精神と「現場主義」の徹底により、職員全員が一丸となった行政改革を推進します。

4 改革の柱

まちづくり基本条例の基本理念及び改革の基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる8つを改革の柱とし、受け身の改革ではなく、主体的・積極的な改革により、地方自治の真のあるべき姿を目指します。

① 町民との協働のまちづくり

の推進

② 新たなまちづくりの展開

③ 情報共有と情報公開の推進

④ 機能的な行政組織の確立

⑤ 定員管理と給与のあり方

⑥ 職員の意識改革と人材育成

⑦ 行政評価システムの導入及び推進

⑧ 財政運営の健全化

5 改革の対象期間

本計画に基づく行政改革の推進は、安平町総合計画後期計画と同じ、平成24年度から開始するものとし、平成28年度までの5年間とします。

また、この第2次安平町行政改革プランの実行性を確保し、計画的に推進するための具体的な取組や目標などを設定した実施計画書を策定し、随時実現可能なものから取り組むこととします。